

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

告 示

北海道告示第224号

昭和47年北海道告示第1162号（北海道職員の特種勤務手当に関する条例に基づく医学研究調査手当の額）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

表中「若しくは振興局又は北海道立病院」を「又は振興局」に、「医療参事若しくは」を「医療参事又は」に改め、「又は院長」を削り、「技監若しくは」を「技監又は」に改め、「又は子ども総合医療・療育センター長」を削る。

北海道告示第225号

昭和53年北海道告示第938号（北海道職員の特種勤務手当に関する条例附則第2項の規定による離島その他医学研究調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

表北海道立病院の部を削る。

北海道告示第226号

北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第16条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成29年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

図書類 図書コード 図書類の名称 発行所、制作所、受審会社等の種別

書籍 9784758014809 体育少女拘束絵巻 平成28年2月5日発行 株式会社一迅社

雑誌 68517-50 臨増ナックルズDX vol.3 平成29年3月1日発行 ミリオン出版株式会社

同 120804 恋愛LoveMAX 4月号 平成29年3月6日発行 株式会社秋田書店

書籍 9784861825385 [図説]“特殊性欲”大百科 平成27年11月20日発行 株式会社作品社

同 9784865370690 ググってはいけない禁断の言葉 2017 平成29年1月1日発行 株式会社鉄人社

書籍 9784800264114 マンガ 実録!死ぬほど怖い人体実験の世界史 平成29年3月23日発行 株式会社宝島社

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等で

あって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

目 次

告 示

○北海道職員の特種勤務手当に関する条例に基づく医学研究調査手当の額の一部改正 (人事課)	216
○北海道職員の特種勤務手当に関する条例附則第2項の規定による離島その他医学研 究調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額の一部改正.... (人事課)	216
○有害図書類の指定..... (道民生活課)	216
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	217
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (農業施設管理課)	217
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	217
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	217
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	217
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	218
○土砂災害警戒区域の指定..... (維持管理防災課)	218
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (維持管理防災課)	220
○海岸保全区域の指定の一部改正..... (維持管理防災課)	231
○都市計画事業の認可..... (都市環境課)	232

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)	232
○農業災害補償法による共済事業を行う市町村及び当該市町村が行う共済事業の実施 区域.....	234

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (5件)	234
------------------------------	-----

道議会訓令

○北海道議会事務局組織規程の一部を改正する訓令.....	237
------------------------------	-----

道議会告示

○北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程.....	237
--------------------------------------	-----

道企業管理規程

○北海道企業局財務規程の一部を改正する規程.....	237
○北海道企業局組織規程の一部を改正する規程.....	238

北海道告示第227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成29年4月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
日高幌別	農業用排水施設、農用地改良保全施設、区画整理、客土、暗渠排水	北海道日高振興局
新しもかわ	区画整理	北海道上川総合振興局
常呂福山	農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、客土	北海道オホーツク総合振興局
常呂豊川	同	同
上士幌中央	農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、除礫	北海道十勝総合振興局

北海道告示第228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、苫前土地改良区を行う土地改良（東川地区災害復旧〔農業用施設〕）事業の工事を平成29年3月13日に完了した旨の届出があった。

平成29年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第229号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除に係る保安林の所在場所 岩見沢市栗沢町越前4（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び岩見沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第230号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成29年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 釧路市阿寒町東舌辛31の18、31の20、31の23、31の25、31の27、31の33、31の34、31の36（以上8筆国有林）
- 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

北海道告示第231号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 魚つき
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。別海町（次の図に示す部分に係る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第232号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成29年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 通知の内容 平成29年北海道告示第178号
- (2) 所在が不明な者 佐藤 勇雄
- (3) 掲示場所 ニセコ町役場
- 2(1) 通知の内容 平成29年北海道告示第178号
- (2) 所在が不明な者 岡崎 スエ、鶴川 茂雄
- (3) 掲示場所 真狩村役場

北海道告示第233号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
鉄道の沢川（Ⅰ-05-1250）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市本町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
桂沢・右の沢川（Ⅰ-05-1260）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市西芦別町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
桂沢川（Ⅱ-05-1270）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市西芦別町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
9号沢川（Ⅰ-05-1280）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市西芦別町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
8号沢川（Ⅰ-05-1290）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
芦別市西芦別町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
川元の沢川（Ⅱ-04-230）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
三笠市東清住町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
学校沢川（Ⅰ-04-0240）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
三笠市東清住町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
団地沢川（Ⅰ-04-0250）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
三笠市弥生並木町、弥生桃山町、弥生橘町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
弥生墓地の沢川（Ⅰ-04-0260）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
三笠市弥生桜木町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
廃坑沢川（Ⅱ-04-0270）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
三笠市弥生桜木町、奔別町、幾春別中島町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大里奥の沢（Ⅱ-04-0550）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
三笠市大里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
坊主山2の沢川（Ⅱ-04-0570）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
三笠市萱野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
萱野1の沢川（Ⅰ-04-0580）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
三笠市萱野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
萱野3の沢川（Ⅱ-04-590）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
三笠市萱野、岩見沢市宝水町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
函館根崎1（Ⅰ-2-54-1092）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

- 函館市根崎町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
函館石崎3（Ⅰ-2-75-1113）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市石崎町、鶴野町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
函館石崎5（Ⅰ-2-77-1115）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市石崎町、白石町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
函館石崎7（Ⅰ-2-79-1117）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市石崎町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
函館石崎9（Ⅰ-2-73-1111）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市石崎町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
仙鳳寺の沢川（Ⅱ-93-0880）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町仙鳳趾村（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
跡永賀左1号沢川（Ⅰ-93-1000）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町跡永賀村（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
跡永賀右1号川（Ⅰ-93-1020）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町跡永賀村（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
城山会館の沢川（Ⅰ-93-1130）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町昆布森村昆布森、昆布森村アチャロベツ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
学校の沢川（Ⅰ-93-1230）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町別保、別保9丁目、別保10丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
上学校沢（Ⅱ-93-1240）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町別保、別保10丁目、別保南1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
双河辺6の沢（Ⅱ-93-1300）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町別保南1丁目、別保3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

- 別保右3の沢川（Ⅰ-93-1500）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町別保、別保3丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
峠の沢川（Ⅲ-93-014）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町別保（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
左一号沢川（Ⅲ-93-024）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町別保、別保1丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
左二号沢川（Ⅲ-93-025）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町別保、別保1丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第234号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
1号沢川（Ⅱ-05-1510）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 芦別市東頼城町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
下塚の沢川（Ⅱ-05-1520）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市東頼城町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小塚の沢川（Ⅱ-05-1540）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市上芦別町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小塚2の沢川（Ⅱ-05-1550）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市上芦別町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
緑泉2号沢川（Ⅲ-05-017）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市緑泉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
緑泉橋下1号沢川（Ⅲ-05-018）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市東頼城町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
右7の沢川（Ⅲ-05-019）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市東頼城町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
右6の沢川（Ⅲ-05-020）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市東頼城町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
芦別東頼城町1（Ⅰ-0-446-446）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市東頼城町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

<p>芦別緑泉町1（Ⅱ-0-403-403）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市緑泉町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別東頼城町2（Ⅱ-0-404-404）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市東頼城町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別東頼城町3（Ⅱ-0-405-405）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市東頼城町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別上芦別町3（Ⅱ-0-408-408）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市上芦別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別上芦別町4（Ⅱ-0-409-409）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市上芦別町（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別西芦別町3（Ⅱ-0-410-410）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市西芦別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別西芦別町4（Ⅱ-0-411-411）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市西芦別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別上芦別町5（Ⅱ-0-412-412）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市上芦別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別本町2（Ⅱ-0-414-414）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市本町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
---	---

<p>次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別本町3 (Ⅱ-0-415-415)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市本町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別上芦別町6 (Ⅱ-0-416-416)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市上芦別町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別上芦別町7 (Ⅱ-0-418-418)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市上芦別町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別上芦別町8 (Ⅱ-0-419-419)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市上芦別町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別上芦別町9 (Ⅱ-0-420-420)</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市上芦別町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別上芦別町10 (Ⅱ-0-421-421)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市上芦別町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別上芦別町11 (Ⅱ-0-422-422)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市旭町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別上芦別町12 (Ⅱ-0-423-423)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市旭町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別上芦別町13 (Ⅱ-0-424-424)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市旭町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
---	---

急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
芦別野花南町2 (Ⅱ-0-425-425)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市野花南町 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
芦別上芦別町14 (Ⅱ-0-426-426)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市上芦別町 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
芦別緑泉町2 (Ⅲ-0-283-283)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市緑泉町 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
芦別緑泉町3 (Ⅲ-0-284-284)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市緑泉町 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
芦別緑泉町4 (Ⅲ-0-285-285)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市緑泉町 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
芦別東頼城町4 (Ⅲ-0-286-286)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市東頼城町 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
芦別東頼城町5 (Ⅲ-0-287-287)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市東頼城町 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
芦別東頼城6 (Ⅲ-0-289-289)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市東頼城町 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
芦別上芦別町15 (Ⅲ-0-291-291)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

<p>芦別市上芦別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別上芦別町16（Ⅲ－0－292－292）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市上芦別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別市西芦別町7（Ⅲ－0－293－293）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市西芦別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別市上芦別町17（Ⅲ－0－294－294）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市上芦別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別上芦別町18（Ⅲ－0－295－295）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市上芦別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別上芦別町19（Ⅲ－0－297－297）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市上芦別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別上芦別町20（Ⅲ－0－298－298）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市上芦別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別上芦別町21（Ⅲ－0－299－299）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市上芦別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別上芦別町22（Ⅲ－0－300－300）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市上芦別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
---	---

<p>芦別上芦別町23（Ⅲ－0－301－301）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市上芦別町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 芦別上芦別町24（Ⅲ－0－302－302）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市旭町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 坊主山1の沢川（Ⅱ－04－0560）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市萱野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 萱野2の沢川（Ⅲ－04－002）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市萱野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠市弥生柳町（Ⅰ－0－319－319）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市弥生柳町、弥生橋町、弥生藤枝町（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠市弥生並木町（Ⅰ－0－320－320）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市弥生並木町、弥生桜木町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠市弥生桜木町1（Ⅰ－0－321－321）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市弥生桜木町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠市弥生桜木町2（Ⅰ－0－322－322）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市弥生桜木町、幾春別千住町、奔別新町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠市弥生町2丁目2（Ⅱ－0－281－281）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市弥生町1丁目、弥生町2丁目、幾春別栗丘町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
--	--

<p>次の図のとおり</p> <p>54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠弥生並木町1 (Ⅱ-0-284-284)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市弥生桃山町、弥生並木町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠東清住町4 (Ⅲ-0-220-220)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市東清住町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠萱野 (Ⅲ-0-213-213)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市萱野、岩見沢市宝水町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三笠西桂沢1 (Ⅰ-0-327-327)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 三笠市西桂沢 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館志海苔2 (Ⅰ-2-59-1097)</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市志海苔町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館銭亀1 (Ⅰ-2-60-1098)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市銭亀町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館新湊2 (Ⅰ-2-66-1104)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市新湊町、石倉町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館古川1-(2) (Ⅱ-2-49-832)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市石崎町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館石崎1 (Ⅰ-2-72-1110)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市石崎町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
---	--

急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館石崎2 (I-2-74-1112)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市石崎町(次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館石崎4 (I-2-76-1114)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市石崎町、鶴野町、白石町(次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館石崎6 (I-2-78-1116)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市石崎町、白石町(次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館石崎8 (II-2-50-833)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市石崎町(次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館石崎10 (II-2-52-834)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市石崎町(次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
函館石崎11 (II-2-52-834)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市石崎町(次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町南陽台2丁目2 (I-9-89-2810)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町南陽台2丁目、字遠野(次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町中央9丁目2 (I-9-90-2811)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町中央9丁目(次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町昆布森村アチョロベツ (I-9-98-2819)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

<p>釧路郡釧路町大字昆布森村字アチョロベツ、昆布森（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町昆布森2丁目1（Ⅰ-9-99-2820）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町昆布森2丁目、大字昆布森村字昆布森（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町南陽台10丁目（Ⅰ-9-239-3154）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町南陽台10丁目、字遠野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町中央9丁目1（Ⅱ-9-75-2169）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町中央9丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保9（Ⅱ-9-77-2171）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保南4丁目（Ⅱ-9-88-2182）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保南4丁目、字別保（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保南5丁目1（Ⅱ-9-89-2183）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保南5丁目、字別保（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>78(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町鳥通西2丁目（Ⅲ-9-53-806）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町鳥通西2丁目、遠矢2丁目、字遠野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>79(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町南陽台2丁目1（Ⅲ-9-54-807）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町南陽台1丁目、2丁目、字遠野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>80(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
--	---

<p>釧路町別保10（Ⅲ－9－69－822）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>81(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保11（Ⅲ－9－70－823）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>82(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保30（Ⅲ－9－86－839）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>83(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保31（Ⅲ－9－87－840）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>84(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保32（Ⅲ－9－88－841）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保10丁目、字別保（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>85(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 知方学右の沢（Ⅱ－93－0910）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町仙鳳趾村字知方学（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>86(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 老若舞1の沢（Ⅰ－93－0970）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町仙鳳趾字老若舞（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>87(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 チョロベツ左1の沢（Ⅰ－93－1120）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町昆布森村昆布森、昆布森2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>88(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 双河辺4の沢（Ⅰ－93－1270）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保南5丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
---	---

次の図のとおり

89(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

共和1の沢(Ⅱ-93-1540)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

釧路郡釧路町別保(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第235号

昭和36年北海道告示第1228号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成29年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

2 渡島南沿岸海岸保全区域の表渡島南沿岸の(4)上磯海岸の上磯町の項中「上磯町」を「北斗市」に改め、同項4の事項を次のように改める。

4 次の基点1から基点77までの各点を順次に結ぶ線、基点1と補点Aとを結ぶ線、補点Aから補点Jまでの各点を順次に結ぶ線及び基点77と補点Jとを結ぶ線によって囲まれた区域

基点1 地籍図根多角点7-2(座標値X=-251172.958、Y=27947.576)から方向角227度30分35秒の方向13.225メートルの地点

基点2 基点1から方向角232度22分48秒の方向6.782メートルの地点

基点3 基点2から方向角142度40分28秒の方向1.006メートルの地点

基点4 基点3から方向角236度27分34秒の方向44.631メートルの地点

基点5 基点4から方向角244度46分05秒の方向44.639メートルの地点

基点6 基点5から方向角253度04分45秒の方向44.631メートルの地点

基点7 基点6から方向角261度23分40秒の方向44.643メートルの地点

基点8 基点7から方向角269度41分46秒の方向4.714メートルの地点

基点9 基点8から方向角0度33分54秒の方向2.332メートルの地点

基点10 基点9から方向角274度35分03秒の方向16.378メートルの地点

基点11 基点10から方向角270度00分21秒の方向19.504メートルの地点

基点12 基点11から方向角180度50分11秒の方向3.836メートルの地点

基点13 基点12から方向角269度41分20秒の方向4.053メートルの地点

基点14 基点13から方向角278度00分31秒の方向44.644メートルの地点

基点15 基点14から方向角282度18分23秒の方向74.266メートルの地点

基点16 基点15から方向角277度38分45秒の方向26.607メートルの地点

基点17 基点16から方向角268度07分43秒の方向27.254メートルの地点

基点18 基点17から方向角353度18分05秒の方向3.000メートルの地点

基点19 基点18から方向角258度42分41秒の方向26.411メートルの地点

基点20 基点19から方向角250度26分04秒の方向21.109メートルの地点

基点21 基点20から方向角156度50分21秒の方向3.992メートルの地点

基点22 基点21から方向角241度00分32秒の方向12.256メートルの地点

基点23 基点22から方向角241度01分34秒の方向20.004メートルの地点

基点24 基点23から方向角230度35分19秒の方向26.430メートルの地点

基点25 基点24から方向角221度09分02秒の方向26.427メートルの地点

基点26 基点25から方向角211度43分47秒の方向26.430メートルの地点

基点27 基点26から方向角202度19分29秒の方向26.431メートルの地点

基点28 基点27から方向角192度55分02秒の方向26.438メートルの地点

基点29 基点28から方向角187度56分07秒の方向79.752メートルの地点

基点30 基点29から方向角187度56分05秒の方向47.384メートルの地点

基点31 基点30から方向角188度28分27秒の方向52.998メートルの地点

基点32 基点31から方向角188度32分26秒の方向47.000メートルの地点

基点33 基点32から方向角187度55分56秒の方向62.521メートルの地点

基点34 基点33から方向角280度25分17秒の方向4.085メートルの地点

基点35 基点34から方向角188度04分41秒の方向13.414メートルの地点

基点36 基点35から方向角98度53分06秒の方向7.115メートルの地点

基点37 基点36から方向角187度56分09秒の方向23.975メートルの地点

基点38 基点37から方向角280度47分33秒の方向1.933メートルの地点

基点39 基点38から方向角192度40分36秒の方向35.375メートルの地点

基点40 基点39から方向角102度18分01秒の方向2.338メートルの地点

基点41 基点40から方向角192度01分26秒の方向5.194メートルの地点

基点42 基点41から方向角199度30分04秒の方向40.620メートルの地点

基点43 基点42から方向角206度59分17秒の方向40.634メートルの地点

基点44 基点43から方向角214度28分36秒の方向40.613メートルの地点

基点45 基点44から方向角221度58分02秒の方向40.616メートルの地点

基点46 基点45から方向角229度27分47秒の方向40.619メートルの地点

基点47 基点46から方向角236度57分09秒の方向40.634メートルの地点
基点48 基点47から方向角244度25分52秒の方向40.617メートルの地点
基点49 基点48から方向角251度54分32秒の方向40.576メートルの地点
基点50 基点49から方向角255度27分19秒の方向31.373メートルの地点
基点51 基点50から方向角242度58分46秒の方向62.037メートルの地点
基点52 基点51から方向角248度54分18秒の方向19.460メートルの地点
基点53 基点52から方向角159度13分22秒の方向6.794メートルの地点
基点54 基点53から方向角244度08分53秒の方向0.755メートルの地点
基点55 基点54から方向角335度40分14秒の方向6.867メートルの地点
基点56 基点55から方向角248度54分13秒の方向47.822メートルの地点
基点57 基点56から方向角256度46分12秒の方向43.498メートルの地点
基点58 基点57から方向角346度36分55秒の方向2.730メートルの地点
基点59 基点58から方向角256度42分51秒の方向66.542メートルの地点
基点60 基点59から方向角280度56分30秒の方向37.190メートルの地点
基点61 基点60から方向角255度27分00秒の方向23.262メートルの地点
基点62 基点61から方向角300度41分02秒の方向3.000メートルの地点
基点63 基点62から方向角255度00分46秒の方向9.865メートルの地点
基点64 基点63から方向角158度04分18秒の方向2.849メートルの地点
基点65 基点64から方向角255度26分57秒の方向44.499メートルの地点
基点66 基点65から方向角255度27分20秒の方向12.719メートルの地点
基点67 基点66から方向角264度28分16秒の方向26.592メートルの地点
基点68 基点67から方向角255度01分12秒の方向25.816メートルの地点
基点69 基点68から方向角164度22分09秒の方向0.976メートルの地点
基点70 基点69から方向角255度27分20秒の方向72.229メートルの地点
基点71 基点70から方向角255度27分00秒の方向89.995メートルの地点
基点72 基点71から方向角255度27分21秒の方向11.711メートルの地点
基点73 基点72から方向角344度57分04秒の方向3.459メートルの地点
基点74 基点73から方向角259度49分52秒の方向14.636メートルの地点
基点75 基点74から方向角165度35分58秒の方向4.576メートルの地点
基点76 基点75から方向角255度27分16秒の方向77.770メートルの地点
基点77 基点76から方向角252度54分24秒の方向70.252メートルの地点
補点A 基点1から方向角120度13分45秒の方向82.602メートルの地点
補点B 基点3から方向角131度35分26秒の方向99.030メートルの地点
補点C 基点3から方向角133度35分16秒の方向123.800メートルの地点
補点D 基点7から方向角166度20分41秒の方向125.639メートルの地点

補点E 基点21から方向角151度33分49秒の方向98.576メートルの地点
補点F 基点42から方向角106度41分17秒の方向78.646メートルの地点
補点G 基点46から方向角149度35分49秒の方向105.456メートルの地点
補点H 基点48から方向角164度03分52秒の方向103.396メートルの地点
補点I 基点59から方向角149度31分09秒の方向88.179メートルの地点
補点J 基点77から方向角156度18分55秒の方向56.427メートルの地点

北海道告示第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成29年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 北見市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 北見都市計画道路事業（3・3・3号中央大通、3・3・7号大雪大通、3・5・52号西1丁目通及び8・7・2号泉通）
- 3 事業施行期間 平成29年3月31日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地（取用の部分） 北見市大通東1丁目、大通西1丁目及び大通西2丁目地内
（使用の部分） 北見市大通東1丁目及び大通西1丁目地内

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第12号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月31日

北海道空知総合振興局長 金田 幸一

- 1 落札に係る特定役務の名称（1トン当たりの単価）及び調達予定数量
石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥収集運搬業務 2,092トン
- 2 落札を決定した日
平成29年3月22日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 北海道物流・JR貨物・北海自動車汚泥運搬共同体
(2) 住所 札幌市白石区流通センター5丁目5番18号
- 4 落札金額

- 8,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年2月3日付け北海道空知総合振興局告示第6号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課
- (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

北海道十勝総合振興局告示第47号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。
平成29年3月31日

北海道十勝総合振興局長 梶田敏博

- 1(1) 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
- ア 複写機等の賃貸借（点検・調整及び消耗品（用紙及びステイプル針を除く。）の供給を含む。）一式
- イ 調達台数及び調達予定数量
- | | | |
|----------------------|-----------|---------------------------|
| (ア) 複写機等の賃貸借契約（その1） | 1台及び1月当たり | 3,300枚 |
| (イ) 複写機等の賃貸借契約（その2） | 1台及び1月当たり | 10,000枚 |
| (ウ) 複写機等の賃貸借契約（その6） | 1台及び1月当たり | 9,800枚 |
| (エ) 複写機等の賃貸借契約（その7） | 1台及び1月当たり | 19,200枚 |
| (オ) 複写機等の賃貸借契約（その8） | 1台及び1月当たり | 36,800枚 |
| (カ) 複写機等の賃貸借契約（その10） | 1台及び1月当たり | モノクロ 8,300枚
カラー 5,000枚 |
- (2) 落札を決定した日
平成29年2月28日
- (3) 落札者の氏名及び住所
- ア 1の(1)のイの(ア)から(オ)まで
- (ア) 氏名 株式会社曾我
- (イ) 住所 帯広市西15条南28丁目1番地8
- イ 1の(1)のイの(カ)
- (ア) 氏名 富士ゼロックス北海道株式会社
- (イ) 住所 札幌市中央区大通西6丁目1番地
- (4) 落札金額
- ア 1の(1)のイの(ア)

- (ア) 基本料金 0円
- (イ) 複写料金 2.30円
- イ 1の(1)のイの(イ)
- (ア) 基本料金 0円
- (イ) 複写料金 1.20円
- ウ 1の(1)のイの(ウ)
- (ア) 基本料金 0円
- (イ) 複写料金 0.96円
- エ 1の(1)のイの(エ)
- (ア) 基本料金 0円
- (イ) 複写料金 0.96円
- オ 1の(1)のイの(オ)
- (ア) 基本料金 0円
- (イ) 複写料金 0.96円
- カ 1の(1)のイの(カ)
- (ア) 基本料金 0円
- (イ) 複写料金 モノクロ 1.00円
カラー 6.50円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
平成29年1月17日付け北海道十勝総合振興局告示第1号
- 2(1) 随意契約に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
- ア 複写機等の賃貸借（点検・調整及び消耗品（用紙及びステイプル針を除く。）の供給を含む。）一式
- イ 調達台数及び調達予定数量
- | | | |
|---------------------|-----------|---------|
| (ア) 複写機等の賃貸借契約（その3） | 1台及び1月当たり | 11,800枚 |
| (イ) 複写機等の賃貸借契約（その4） | 1台及び1月当たり | 3,700枚 |
| (ウ) 複写機等の賃貸借契約（その9） | 1台及び1月当たり | 7,800枚 |
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成29年2月28日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- ア 2の(1)のイの(ア)
- (ア) 氏名 十勝事務機販売株式会社
- (イ) 住所 帯広市西19条南1丁目4番地20

イ 2の(1)のイの(イ)

(ア) 氏名 株式会社曾我

(イ) 住所 帯広市西15条南28丁目1番地8

ウ 2の(1)のイの(ウ)

(ア) 氏名 株式会社朝日

(イ) 住所 帯広市西7条南5丁目2番地

(4) 随意契約に係る契約金額

ア 2の(1)のイの(ア)

(ア) 基本料金 0円

(イ) 複写料金 2.24円

イ 2の(1)のイの(イ)

(ア) 基本料金 7,000円

(イ) 複写料金 1.50円

ウ 2の(1)のイの(ウ)

(ア) 基本料金 9,000円

(イ) 複写料金 1.50円

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道十勝総合振興局総務課

(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

北海道十勝総合振興局告示第48号

昭和49年十勝支庁告示第1号（農業災害補償法による共済事業を行う市町村及び当該市町村が行う共済事業の実施区域）は、廃止する。

平成29年3月31日

北海道十勝総合振興局長 梶 田 敏 博

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁渡島教育局告示第30号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月31日

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
船舶用燃料 A重油（J I S 1種2号） 703,000リットル

2 落札を決定した日
平成29年3月15日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 協和石油株式会社

(2) 住所 函館市末広町21番17号

4 落札金額
77.00円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成29年1月31日付け北海道教育庁渡島教育局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第31号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月31日

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

(1) 灯油その1（松前町地区） 6,000リットル

(2) 灯油その2（福島町地区） 7,000リットル

(3) 灯油その3（長万部町地区） 8,000リットル

(4) 灯油その4（八雲町地区） 10,000リットル

(5) 灯油その5（森町地区） 12,000リットル

(6) 灯油その6（七飯町地区） 12,000リットル

(7) 灯油その7（北斗市地区） 98,000リットル

(8) 灯油その8（函館市（旧函館市部）地区） 79,000リットル

(9) 灯油その10（函館市（旧南茅部町）地区） 4,000リットル

2 落札を決定した日
平成29年3月15日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(2)

ア 氏名 株式会社川菱商会
イ 住所 松前郡松前町字建石52番地の3

(2) 1の(3)

ア 氏名 八雲石油株式会社
イ 住所 二海郡八雲町東雲町101番地

(3) 1の(4)

ア 氏名 株式会社佐藤エネルギー
イ 住所 函館市松陰町24番2号

(4) 1の(5)及び(9)

ア 氏名 株式会社池見石油店
イ 住所 函館市豊川町10番1号

(5) 1の(6)及び(7)

ア 氏名 前側石油株式会社
イ 住所 函館市大手町3番1号

(6) 1の(8)

ア 氏名 道南石油株式会社
イ 住所 函館市大手町9番20号

4 落札金額

- (1) 81.00円
- (2) 73.44円
- (3) 64.80円
- (4) 63.72円
- (5) 57.456円
- (6) 53.676円
- (7) 53.136円
- (8) 52.596円
- (9) 59.94円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年1月31日付け北海道教育庁渡島教育局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第32号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。
平成29年3月31日

北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊行

1(1) 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- ア A重油その2（渡島北部1地区） 121,000リットル
- イ A重油その3（渡島北部2地区） 185,000リットル
- ウ A重油その4（北斗市地区） 216,000リットル
- エ A重油その5（函館市1地区） 204,000リットル
- オ A重油その6（函館市2地区） 203,000リットル
- カ A重油その7（函館市3地区） 139,000リットル

(2) 落札を決定した日

平成29年3月15日

(3) 落札者の氏名及び住所

- ア 1の(1)のア
 - (ア) 氏名 株式会社アサイ石油商事
 - (イ) 住所 茅部郡森町字新川町216番地の10
- イ 1の(1)のイ、ウ及びカ
 - (ア) 氏名 道南石油株式会社
 - (イ) 住所 函館市大町9番20号

ウ 1の(1)のエ及びオ

- (ア) 氏名 前側石油株式会社
- (イ) 住所 函館市大手町3番1号

(4) 落札金額

- ア 56.916円
- イ 54.864円
- ウ 54.864円
- エ 53.46円
- オ 53.46円
- カ 54.324円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成29年1月31日付け北海道教育庁渡島教育局告示第3号

2(1) 随意契約に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- A重油その1（渡島西部地区） 61,000リットル
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月15日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏名 株式会社川菱商会
イ 住所 松前郡松前町字建石52番地の3
- (4) 随意契約に係る契約金額
75,600円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第33号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成29年3月31日

北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊行

- 1 随意契約に係る特定役務の名称（各1日当たりの単価）及び調達予定数量
北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約
- (1) Aコース（1日3便） 117日
(2) Aコース（1日2便） 89日
(3) Bコース（1日3便） 117日
(4) Bコース（1日2便） 89日
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月16日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名 函館バス株式会社
(2) 住所 函館市高盛町10番1号
- 4 随意契約に係る契約金額
- (1) 63,936円
(2) 53,784円
(3) 62,532円

- (4) 52,380円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第34号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成29年3月31日

北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊行

- 1 随意契約に係る特定役務の名称（各1日当たりの単価）及び調達予定数量
北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約
- (1) Aコース（1日3便） 70日
(2) Aコース（1日2便） 98日
(3) Bコース（1日3便） 70日
(4) Bコース（1日2便） 98日
(5) Cコース（1日3便） 70日
(6) Cコース（1日2便） 135日
(7) ADコース（1日3便） 37日
(8) BEコース（1日3便） 37日
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月16日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名 有限会社大沼交通
(2) 住所 亀田郡七飯町字大沼町278番地の6
- 4 随意契約に係る契約金額
- (1) 91,260円
(2) 70,524円
(3) 89,856円
(4) 69,120円
(5) 84,888円
(6) 65,556円

- (7) 86,292円
- (8) 84,888円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

道 議 会 訓 令

北海道議会訓令第1号

北海道議会議務局

北海道議会議務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成29年3月31日

北海道議会議長 遠藤 連

北海道議会議務局組織規程の一部を改正する訓令
北海道議会議務局組織規程（昭和52年北海道議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第5条の議事課の事項第10号中「10都道府県議会議務協議会」を「13都道府県議会議務協議会」に改め、同条の秘書室の事項中第5号を削る。

第9条第3項(1)の表課及び室の部車庫長の項を削り、同項(2)の表課の部調査員の項の次に次のように加える。

専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。
------	--

第9条第3項(1)の表組織の中「課」を「課及び室」に改める。
第9条第4項の表主事補、司書補、タイピスト及び事務生の項を削る。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

道 議 会 告 示

北海道議会告示第1号

平成29年3月31日（金曜日）

平成7年北海道議会告示第1号（北海道議会議員の資産等の公開に関する規程）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

北海道議会議長 遠藤 連

北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程
北海道議会議員の資産等の公開に関する規程（平成7年北海道議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

「株式等の事業・譲渡・雑所得			を
一般株式等の事業・譲渡・雑所得			
上場株式等の事業・譲渡・雑所得			

に、「上場株式等の配当所得」を「上場株式等の利子・配当所得」に改める。

附 則

この規程は、平成29年3月31日から施行する。

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

北海道公営企業管理者 下出 育生

北海道企業管理規程第1号

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程
北海道企業局財務規程（昭和53年企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。
別表第1固定資産の表中

「滝の上発電所改修工事口 清水沢発電所改修工事口			を
沼の沢取水堰発電所建設工事口 滝の上発電所改修工事口 清水沢発電所改修工事口			に、

発電監視制御システム改修
工事口

出資金 投資有価証券 長期貸付金 長期前払消費税 貸倒引当金 その他投資	出資金 投資有価証券 長期貸付金 長期前払消費税 貸倒引当金 その他投資
---	---

を

出資金 投資有価証券 長期貸付金 長期前払消費税 貸倒引当金 その他投資	出資金 投資有価証券 長期貸付金 工業用水道事業 会計貸付金 長期前払消費税 貸倒引当金 その他投資
---	---

に改め、

同表流動資産の表中

前払金	前払消費税 その他前払金	前払消費税 その他前払金
-----	-----------------	-----------------

を

前払金 繰出金	前払消費税 その他前払金 繰出金	前払消費税 その他前払金 一般会計繰出金
------------	------------------------	----------------------------

に改め、

同表剰余金の表中

利益積立金	利益積立金
-------	-------

を

再生可能エネルギー等利用推進 積立金	再生可能エネルギー等利用推進 積立金
-----------------------	-----------------------

に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

北海道公営企業管理者 下 出 育 生

北海道企業管理規程第2号

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程

北海道企業局組織規程（昭和39年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項の表調査員の次に次のように加える。

専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。
------	--

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。